

九州産業大学・九州産業大学造形短期大学部 コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針

危機管理対策本部  
2021.05.12

	判断基準	授業・教育活動	研究活動	学生・学外者の入構	課外活動	事務職員勤務体制	窓口業務	施設貸出	各種会議
レベル0	通常	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1	一部制限	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面授業と遠隔授業を併用して、授業を実施	感染拡大防止に留意して通常通りの研究活動を認める	感染拡大防止に留意して入構を認める	感染拡大防止に留意して活動を認める	感染拡大防止に留意して通常通り	感染拡大防止に留意して窓口業務を実施	学内者: 人数を制限して貸出許可 外部: 感染対策基準を満たすことを条件に貸出許可	感染拡大防止に留意して開催
レベル1.5	一部制限	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面授業と遠隔授業を併用して、授業を実施	感染拡大防止に留意しつつ、活動方法等を適切に判断した上で、研究活動を認める	学生: 感染拡大防止対策を実施して入構を認める (マスク着用、手指消毒等感染防止対策の実施) 学外者: 感染拡大防止対策を実施しつつ、滞在時間をできるだけ短くした上で入構を認める (マスク着用、手指消毒等感染防止対策の実施)	サークルから「活動計画書」及び「感染予防対策」の提出、本学で作成した、「ガイドライン」を遵守することを確認した上で、活動を認める	感染拡大防止対策を実施して、通常通り (マスク着用、手指消毒、ビニールカーテン設置等)	感染拡大防止対策を実施して窓口業務を実施 (マスク着用、手指消毒、ビニールカーテン設置等) 原則メール又は電話での問い合わせ 窓口での相談、提出物等は、必要最小限	学内者: 人数を制限して貸出許可 外部: 感染対策基準を満たすことを条件に貸出許可	感染拡大防止対策を実施して対面会議を行う オンライン会議又は書面会議の積極的活用
レベル2	制限—小	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面授業と遠隔授業を併用して、授業を実施	学会等の研究会への参加及び主催の原則禁止 学内での研究活動については、研究環境に留意して許可	学生: 感染拡大防止対策を実施して入構を認める (マスク着用、手指消毒等感染防止対策の実施) 学外者: 学内入構制限 (大学が許可した一部施設のみ利用可)	原則活動禁止 ただし、サークルから「活動計画書」及び「感染予防対策」の提出、本学で作成した、「ガイドライン」(活動時に指導者の配置含む)を遵守することを確認した上で、活動を認める	感染拡大防止対策を実施して、通常通り (マスク着用、手指消毒、ビニールカーテン設置等)	感染拡大防止対策を実施して窓口業務を実施 (マスク着用、手指消毒、ビニールカーテン設置等) 原則メール又は電話での問い合わせ 窓口での相談、提出物等は、必要最小限	学内者: 人数を制限して貸出許可 外部: 原則貸出不可 (ただし、大学が許可した一部施設のみ利用可)	感染拡大防止対策を実施して対面会議を行う オンライン会議又は書面会議の積極的活用
レベル2.5	制限—中	原則遠隔授業で実施 一部対面授業等の実施可	学会等の研究会への参加及び主催の原則禁止 学内での研究活動については、研究環境に留意して許可	学生: 感染拡大防止対策を実施して入構を認める (マスク着用、手指消毒等感染防止対策の実施) 学外者: 学内入構制限 (大学が許可した一部施設のみ利用可)	原則活動禁止 ただし、サークルから「活動計画書」及び「感染予防対策」の提出、本学で作成した、「ガイドライン」(活動時に指導者の配置含む)を遵守することを確認した上で、活動を認める なお、感染リスクの高い活動は、制限又は自粛を要請する	在宅勤務、時短勤務の推進	感染拡大防止対策を実施して窓口業務を実施 (マスク着用、手指消毒、ビニールカーテン設置等) 原則メール又は電話での問い合わせ 窓口での相談、提出物等は、必要最小限	学内者: 人数を制限して貸出許可 外部: 原則貸出不可 (ただし、大学が許可した一部施設のみ利用可)	感染拡大防止対策を実施して対面会議を行う オンライン会議又は書面会議の積極的活用
レベル3	制限—中	遠隔授業のみ実施 (実験・実習等の授業の実施において大学が許可した一部施設のみ利用可) 授業の準備も原則在宅 (必要な場合のみ入構可)	出張の原則中止 学会等の研究会への参加及び主催の禁止 原則、在宅での研究 (必要な場合のみ入構可)	学生: 原則入構自粛 学外者: 学内入構制限・建物立入り禁止	全面活動禁止	在宅勤務、時短勤務の推進	原則メール又は電話での問い合わせのみ 窓口での相談、提出等は、総務課に事前の届を行う	貸出不可	可能な限りオンライン会議又は書面会議で実施(並行)
レベル4	制限—大	遠隔授業のみ実施 実験・実習等の授業の実施において大学が許可した一部施設のみ利用について検討 授業の準備も原則在宅 (必要な場合のみ入構可)	出張の原則中止 学会等の研究会への参加及び主催の禁止 原則、在宅での研究 (必要な場合のみ入構可)	学生: 原則入構禁止 (入構する必要がある場合は、学部等の教員、職員が把握。また、可能な限り短時間で退出) 学外者: 学内入構制限・建物立入り禁止	全面活動禁止	在宅勤務 原則教職員全体の7割 時短勤務	窓口業務停止 メール又は電話での問い合わせのみ	貸出不可	緊急事態対応の会議以外は、原則オンライン会議又は書面会議とする
レベル5	重大な緊急事態	遠隔授業のみ実施	研究資産維持のために必要最低限の人員のみ学部長等の許可を得て入構可	全て入構禁止 入構の際は、守衛を配置している入口とし、身分証明の提示及び入構記録	全面活動禁止	在宅勤務 原則教職員全体の10割	メール問い合わせのみ	貸出不可	オンライン会議又は書面会議のみ可

次の場合は入構可

- 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究
- 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究
- 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究